

“ブラック企業”のメダリスト、日本IBMによる 「ロックアウト解雇とたたかう仲間を支える会」会則

第1条（名称）

団体の名称は『ロックアウト解雇とたたかう仲間を支える会』（略称：支える会）とする。

第2条（所在地）

本会を次の所在地に置く。

東京都品川区西五反田1-16-6 イルモントビル401号（JMIUアイ・エス・ビー支部内）

第3条（目的）

本会は、日本IBMによってロックアウト解雇されたなかまのたたかいを支援することを目的とする。

第4条（構成員）

本会の構成員は、本『支える会』の目的を理解し、定められた年会費を納めた者とする。

第5条（役員）

本会は次の役員を置く。

<呼びかけ人>

代表者	小山内 文春	全日本金属情報機器労働組合東京地方本部	執行委員長
副代表者	鈴木 透	同副執行委員長	兼 東部地区協議会 議長
副代表者	宮 信晴	同副執行委員長	兼 西部地区協議会 議長
副代表者	上野 昭治	同副執行委員長	兼 北部地区協議会 議長
事務局責任者（会計）	小泉 隆一	同副執行委員長	兼 南部地区協議会 議長

第6条（運営）

諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条（財務）

活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けるものとする。

第8条（会員の心得）

- 1、会員は、日本IBMによって非道にもロックアウト解雇されたなかまを支援します。
- 2、会員は、支える会ニュースをよく読み、ロックアウト解雇争議のたたかいの現状をつかみます。
- 3、会員は、抗議・要請行動、裁判や労働委員会の傍聴、決起集会、宣伝行動に可能な限り参加します。
また、団体署名、個人署名などの要請に応えます。そして、可能な限り、支える会の加入を広げます。
- 4、会員は、争議費用と原告の生活支援の一助とすることを目的とした年会費を納めます。

※年間1000円/口として、可能な限り4口以上協力します。

第9条（改正）

本会則は、会員全員が参加資格を持つ「支える会総会」を開催し、参加者の過半数の同意をもって改正することができる。

第10条（設立年月日）

本会の設立年月日は、2013年6月26日とする。

第11条（会則施行日）

本会則は、2013年7月17日より施行する。

以上、